

Honda Total Care プレミアム 利用規約

本田技研工業株式会社

本田技研工業株式会社(以下、「Honda」といいます。)は、Honda Total Care プレミアム利用規約(以下、「本規約」といいます。)に基づき、契約者に対して Honda Total Care プレミアムサービス(以下、「本サービス」)を提供します。

第1条(定義)

本規約において利用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。なお本規約に記載のない定義については、Honda Total Care 会員規約(以下、「HTC 会員規約」といいます。)に従うものとします。

- (1) 契約者:本規約に基づき本サービスの利用に関して Honda との間で契約(以下、この契約を「HTC プレミアム利用契約」といいます。)が成立した Honda Total Care 会員(以下、「HTC 会員」といいます。)
- (2) 個別サービス:本規約に基づき、Honda が契約者に提供する、下記に定める他社サービスを除く本サービス
- (3) 他社サービス:Honda 以外の事業者(以下、「他社サービス提供事業者」といいます。)から提供される、契約者が個別サービスとは別に提供を受けることを希望した本サービス
- (4) 利用登録車両:契約者が本サービスの提供を受けるため Honda に登録した、契約者本人又はその同居の親族が所有する四輪自動車又はその他 Honda が承諾した四輪自動車
- (5) 車載通信機:本サービスに対応のナビゲーション端末(車載器を含む)及び自動車装着専用データ通信ユニット
- (6) 車載器:ワイドスクリーン Honda CONNECT ディスプレー(画面上で車両の一部機能の操作や情報表示が可能なディスプレイ)
- (7) 利用電話サービス:緊急通報サービス(ヘルプネット)利用規約第1条第8項に定義されるサービス
- (8) 位置情報利用サービス:全地球測位システム(GPS)より受信した車載通信機の位置情報を、本サービス上で利用できるサービス
- (9) 本人認証コード:会員サイト及び会員アプリ内並びに車載器で HTC プレミアムの申込、解約、利用設定変更時等で利用する契約者本人確認用コード

第2条(本規約の適用範囲)

1. 契約者は、本規約が Honda と契約者との契約内容となることについて、同意します。
2. 本規約は、Honda と契約者における本サービスの利用に際しての一切に適用されます。

3. 本規約と HTC 会員規約の間に矛盾が発生した場合には、本規約の規定が優先されるものとします。
4. 個別サービス及び他社サービスの規約(以下一括して、「本サービス規約」といいます。)と本規約との間に矛盾が発生した場合には、本サービス規約が優先されるものとします。
5. 契約者は、本規約の内容に同意しない場合、個別サービス及び他社サービスを利用できません。契約者が個別サービス又は他社サービスの利用を開始した場合、本規約に同意したものとみなします。
6. Honda は、HTC ホームページ、会員サイト、登録メールアドレスへの通知等 Honda が定める手段を通じて、契約者に対し随時通知する個別サービス又は他社サービスに関する諸規定は、通知した時点をもって本規約、個別サービス又は他社サービスに関する規約の一部を構成するものとします。

第3条(本規約の変更)

1. Honda は以下の場合に、Honda の裁量により、本規約を変更することができます。
 - (1) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. Honda は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1か月前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を HTC ホームページ(URL:<https://www.honda.co.jp/hondatotalcare/>)に掲示します。
3. 変更後の本規約の効力発生日以降に契約者が本サービスを利用したときは、契約者は、本規約の変更に同意したものとみなします。本サービス利用の際には、随時、最新の本規約をご確認ください。

第4条(本サービスの内容)

1. 本規約に基づいて契約者が利用できる本サービスの内容は、別途定めるものとします。
2. 契約者は、他社サービスの利用にあたって、Honda 又は他社サービス提供事業者が別途定める利用規約等(契約約款・注意事項・説明等を含みますがこれらに限りません。)に同意します。
3. Honda は、契約者に本サービスのアップデート又はバージョンアップ情報等を提供することができます。この場合、当該アップデート又はバージョンアップ情報等は本サービスの一部を構成するものとし、その利用についても本規約が当然に適用されます。
4. Honda は、前項により契約者又は第三者が被った不利益又は損害(本サービスの利用機会の喪失、本サービスの利用上の不利益、その他の一切の不利益又は損害を含みますがこれに限られません。以下、「損害等」といいます。)について、当該損害の発生について Honda が故意又は重過失である場合を除き、一切責任を負いません。

5. Honda は、本サービスを提供中に契約者にて本サービスの解約が確認された場合、サービス提供をお断りさせて頂く場合がございます。

第5条(本サービスの提供)

1. Honda は、車載通信機の通信および位置情報利用サービスを利用して、日本国内において本サービスを提供します。ただし、車載通信機や携帯電話等の情報通信機器(以下、「情報通信機器」といいます。)が電波を送受信出来ない場合(たとえば、契約者が車載通信機等をWi-Fi設定していた場合において、Wi-Fi受信範囲から外れたために通信が不可能な場合を含み、これに限られません。)は、本サービスを提供できません。
2. Hondaは、プライバシー保護およびセキュリティ管理のため、本サービスの利用にあたってHonda Total Careの利用申込み時に付与されたIDおよびパスワード、または契約者本人を特定できる情報をもって、本サービスの申込者が契約者本人であることの確認ができない場合は、本サービスを提供しません。
3. Hondaは、本条に定めのとおり本サービスの提供できない場合によって契約者又は第三者が損害を被った場合であっても、当該損害の発生についてHondaが故意又は重過失である場合を除き、いかなる責任も負いません。

第6条(本サービスの変更・終了)

Honda は、本サービスの全部または一部をいつでも変更または終了することができるものとします。ただし、当該本サービスの変更または終了が、契約者に対し重大な影響を及ぼすと認められる場合は、Honda は、予め当該本サービスの変更または終了の内容について、契約者に周知するよう努めるものとします。

第7条(HTC プレミアム利用契約申込み)

1. 契約者は本サービスを申し込むにあたり、HTC 会員の登録が必要です。
2. HTC プレミアム利用契約は、利用登録車両 1 台ごとに、Honda と契約者 1 名(法人の場合は 1 社)との間で成立するものとし、1 台の車両につき複数の契約者が契約当事者になることはないものとします。契約者が法人である場合には、本サービスは、当該契約者の役員、従業員ならびに当該契約者が本サービスの利用を許諾した第三者(以下、一括して「法人利用者」といいます。)が利用でき、この場合法人利用者の行為は契約者の行為とみなされ、契約者は、法人利用者による本サービスの利用について一切の責任を負います。
3. 契約者申込みは、本規約を承認のうえ、HTC 会員であるお客様本人(法人又は官庁の場合には、正当な権限を有する担当者)が、氏名(法人又は官庁の場合には、その名称)、利用登録車両の情報、クレジットカード情報、本人認証コードその他必要な事項をスマートフォン又は PC からアクセス可能な会員サイトまたは会員アプリより登録したうえで、会員サイト、会員アプリまたは車載器から申し込む方法で行われるものとします。なお、車載器から申込みを行う

場合は、車載器にて本人認証コードの入力が必要となります。

4. HTC プレミアム利用契約の有効期間は、本サービスへの申込日から Honda が本サービスの提供を終了する(契約者が自ら HTC プレミアム利用契約解約手続きを行うか第23条の定めによって利用契約申込みの承諾を取り消された場合を含みます。)までとします。

第8条(契約者以外の利用)

1. 契約者は、契約者の家族を含む契約者以外の第三者(以下、「利用者」といいます。)が利用登録車両の利用等により本サービスを利用する場合、本規約及び、個別サービス及び他社サービス規約が適用されることをその者に周知し、同意の上で利用させるものとします。
2. 契約者は、利用者による本サービスの利用について一切の責任を負うものとし、利用者の行為は契約者の行為としてみなされることを予め承諾します。
3. Honda は、利用者の行為に問題があると認識した場合、当該利用者への本サービスの利用を取りやめることができるものとします。

第9条(利用登録車両の貸与等)

1. 契約者は、利用者又は利用者以外の第三者に利用登録車両を貸与等し、当該利用者又は利用者以外の第三者が本サービスを利用する場合であっても本件料金が発生する場合があることを了承します。
2. 契約者は、利用登録車両の所有権を放棄する際は、HTC プレミアム利用契約の解約を HTC ホームページ(URL:<https://www.honda.co.jp/hondatotalcare/>)に定めるフローに従い行い、Honda 販売会社に届け出るものとします。契約者がこれを怠ったことにより契約者に損害が発生しても Honda は一切責任を負わないものとします。
3. Honda は、契約者が前項に従い HTC プレミアム利用契約の解約を行わないことにより契約者又は第三者に損害が発生しても Honda は一切責任を負わないものとします。
4. Honda は、契約者が第1項に従い HTC プレミアム利用契約の解約を行わないことにより発生した本件料金の返金はしないものとします。

第10条(HTC プレミアム利用契約の成立)

Honda は、第7条の申込み後に必要な審査・手続きを行い、次条に定める欠格事由がないと判断する場合、HTC プレミアム利用契約申込みの承諾を通知します。この HTC プレミアム利用契約申込みの承諾の通知が到達した時点をもって、HTC プレミアム利用契約が成立するものとします。(当該承諾の通知については、申込画面での表示などを指しますが、これに限られません。)

第11条(HTC プレミアム利用契約申込みの拒否)

Honda は、HTC プレミアム利用契約の申込みをされたお客様が次のいずれかにあたる場合、

HTC プレミアム利用契約申込みを拒否することができるものとします。また、承諾後であっても次のいずれかに該当する場合、承諾の取消しを行うことがあります。契約者はあらかじめこれを承諾します。

- (1) 第24条の定めるところにより、過去に契約者資格の取消しを受けたことがある場合
- (2) HTC プレミアム利用契約の申込みに際して、虚偽事実の記入又は重大な記入漏れがある場合
- (3) 契約者の指定したクレジットカードなどが無効/料金の支払いを滞納した場合
- (4) 未成年者であって法定代理人の同意を得ない申込みである場合、成年被後見人であって成年後見人による申込みでない場合、被保佐人であって保佐人の同意を得ない申込みである場合、又は登録申込みを単独で行うことが認められない被補助人であって補助人の同意を得ない申込みである場合
- (5) HTC 会員規約第22条1項の規定に反する事実が認められる場合又は同条第2項の規定に違反する行為を行っていることが認められる場合
- (6) 過去に Honda 又は Honda 販売会社との間で信頼関係を著しく害するような行為を行っていた場合
- (7) その他 Honda が契約者登録を不相当と判断する場合

第12条(HTC 会員 ID、パスワード及び本人認証コード)

1. 契約者は HTC 会員規約第7条に定める HTC 会員 ID、パスワード及び本人認証コード(以下、一括して「HTC-ID 等」といいます。)を使用し、本サービスを利用します。
2. 契約者は、HTC-ID 等の管理及び使用について責任を負うものとします。HTC-ID 等の管理不十分、使用上の過誤又は第三者による不正利用等による損害については、Honda は一切の責任を負わないものとします。

第13条(契約者情報の変更)

1. 契約者は、住所、電話番号、利用登録車両、クレジットカードの契約者番号又は有効期間その他本サービスに関して Honda に届け出ている事項に変更又は誤りがあった場合は、Honda が指定する方法により速やかに変更の届出をしなければなりません。
2. 契約者は、婚姻による姓の変更その他 Honda が承認した場合を除き、登録した氏名の変更を行うことはできません。
3. 第1項の届け出を怠ったことで契約者が不利益を被ったとしても、Honda は一切その他の責任を負いません。

第14条(機器・通信費等)

1. 契約者は、本サービスを受ける場合、その利用に必要な車載通信機、情報通信機器及びインターネット環境は、契約者が自らの責任と費用で用意するものとします。また、本サービスを

利用するための通信料及び接続料は、契約者の負担とします。

2. 契約者は、Honda が、車載通信機を搭載した利用登録車両が1年間通信を行っていないと判断した場合、又は契約者が HTC 会員を退会した場合、車載通信機の一部機能を一定期間休止させた後に、車載通信機の通信回線を解約させる場合があることに同意します。契約者は、車載通信機の通信回線が解約された場合、再度通信を利用するに際して別途費用が発生することに同意します。
3. 契約者は、車載通信機を搭載した利用登録車両が休止状態にあることを感知した場合は速やかに Honda 販売会社に届け出るものとします。

第15条(位置情報利用サービス)

1. Hondaは、契約者が位置情報利用サービスを利用することにより、本サービスを契約者に提供します。
2. Hondaは、当該位置情報の正確性等について、一切の責任を負わないものとします。
3. Hondaは、契約者が位置情報利用サービスを利用することについて、一切の責任を負わないものとします。

第16条(知的財産権)

1. 本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、肖像権その他の一切の知的財産権及びこれらの登録を受ける権利(以下、「知的財産権」といいます。)は、Honda 又は Honda がライセンスを受けているライセンサーに帰属します。
2. 契約者は、Honda からの許諾がある場合を除き、本サービスから得られる一切の情報、画像等について、著作権法に定める個人の私的利用その他の法律によって明示的に認められる範囲を超えて、これらの全部又は一部の利用、転載、複製、配布、改変等を行うことはできません。
3. 本サービスの利用に関して、契約者と第三者の間で知的財産権に関する紛争が生じた場合は、契約者は、自己の責任と費用において紛争を解決するものとし、当該紛争の発生について Honda が故意又は重過失である場合を除き、Honda は一切の責任を負いません。

第17条(免責)

1. 契約者は、本規約に規定された事項を十分に理解した上で、契約者自身の自己責任において、本サービスを利用するものとし、本サービスを利用したこと、又は、利用しなかったことに起因又は関連して、契約者又は第三者の生命、身体、財産に損害等が発生した場合であっても、当該損害の発生について Honda が故意又は重過失である場合を除き、Honda は、一切の責任を負いません。
2. 契約者と Honda 以外の他社サービス提供事業者との間で紛争が生じた場合は、契約者と当該他社サービス提供事業者との間で解決するものとし、契約者は、Honda に何らの請求又は

苦情を申し立てないものとします。

3. 本サービスは、本サービスの利用時点における現状有姿にて契約者に提供されるものであり、Hondaは、以下の事項について、一切の保証責任を負いません。
 - (1) 本サービス(本サービス専用のアプリケーション等を含みます。)の正確性、完全性、確実性、適用性、有用性、利用可能性、安全性、信頼性及び無故障性等(本サービスが正常に表示されない等、正常に利用できない症状を含みます。)
 - (2) 本サービスが契約者の必要性に適合していること
 - (3) 本サービスを提供するコンピュータシステムがウィルスに感染しないこと
4. Hondaは、以下の事項について、Hondaが故意又は重過失である場合を除き、一切の責任を負わないとともに、本サービスの利用復帰等の一切の対応を行わないものとします。
 - (1) 本サービスのシステムダウン、サーバーエラー、中断等により契約者のデータ等が失われた場合
 - (2) 契約者が本サービス及び本サービス上のデータへの不正アクセスや不正変更等の行為を行った場合
 - (3) 契約者が利用登録車両及び車載通信機等の付属品のハードウェア又はソフトウェアに改変、改造、技術的修正等を施し、本サービスを正常に利用できなかった場合
 - (4) 契約者が本サービスの利用上必要な情報を自ら紛失又は忘却した場合
 - (5) 本サービスで利用する車載通信機について、無断利用、紛失、盗難、故障その他の事由によって、本サービスの利用上必要な情報を喪失した場合
5. 契約者は、以下の場合等には、本サービスの全部又は一部を利用できず、それにより契約者又は第三者が損害・損失等を被った場合、当該損害・損失等の発生についてHondaが故意又は重過失である場合を除き、Hondaが一切の責任を負いません。
 - (1) HTCホームページ(URL:<https://www.honda.co.jp/hondatotalcare/>)にて掲載する「使い方ガイド」に定める使用方法を守らず本サービスを利用した場合
 - (2) 交通事故等による強い衝撃や振動、又は異常な高温や低温、高湿度等に起因して、利用登録車両(車両積載のバッテリーを含みます。)、車載通信機、情報通信機器、通信機又はその他周辺機器等(アンテナ、エアバッグ、エアバッグセンサー、ハンドセット、ハンズフリーユニット、その他これらに準ずる機器を含みます。)に損傷、又は故障、配線等の切断、もしくは電源の遮断等が発生し、正常に作動しなかった場合
 - (3) 登録車両が、位置情報利用サービスの外など、(屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等、)電波が伝わりにくいところにある場合
 - (4) 利用電話サービスにおいて通話が著しく輻輳する等、本サービス利用に関する正常な通信ができない場合
 - (5) HTC会員規約第12条に規定する情報の全部又は一部をHondaが取得できなかった場合、又は取得した情報の内容に誤りもしくは誤差が含まれる場合

- (6) 道路や建物などの地理的な条件や、関係機関の所轄に関する情報が新設、変更又は廃止され、その情報をHondaが認知していない場合
 - (7) 利用登録車両の自走によらない移動の直後(フェリーからの降船直後等)、長期間車両を使用していなかった直後等、車載通信機に搭載されている全地球測位システム(GPS)等を利用して得られた位置情報に誤り又は誤差がある場合
 - (8) 第4条または第6条の規定に基づき本サービスの提供が変更、停止、中止又は廃止している場合
 - (9) Honda 所定の方法でメール送信ができない場合
6. 契約者は、以下の場合等には、本サービスの全部又は一部が利用できず、それにより契約者又は第三者が被った損害・損失等に対して、それがHondaの故意又は重過失により生じた場合を除き、Hondaが一切の責任も負わないものであることを承諾するとともに、契約者が自己の責任においてその原因となる事象を解決することとします。
- (1) HTCプレミアム利用契約が有効でない場合
 - (2) 利用登録車両、車載通信機又はその他周辺機器等が正しく設置もしくは接続されていない場合、又は故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合、又はこれらの組み合わせにおいて不適合である場合、又は本サービスの利用に障害となるような機能設定をしている場合
 - (3) 車載通信機又はその他周辺機器の取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合
 - (4) 利用登録車両搭載のバッテリーの電圧低下や、車載通信機の電池切れ等、車載通信機又はその他周辺機器等に電力が正常に供給されていない場合
 - (5) 車載通信機又はその他周辺機器等の電源が入っていない場合
 - (6) 利用登録車両のイグニッションがオン状態となっていない場合
 - (7) ドライブモード、ダイヤルロック、発信禁止、留守番電話等、本サービスの利用に障害となるような、利用電話サービスにおけるネットワークサービスの利用や情報通信機器の機能設定をしている場合
 - (8) 利用電話サービスにおいて、その料金の滞納等により利用電話サービスの利用が停止又は解除されている場合
 - (9) 利用電話サービスにおいて、その通信方式等の変更又は終了により、車載通信機、携帯電話などの通信機器又はその他周辺機器等が利用できなくなった場合
7. 契約者は、本サービスを利用する場合、その利用する地域において適用される法令・規制を遵守しなければならないが、Hondaは契約者の法令・規制の違反につき一切の責任を負いません。
8. Hondaは、契約者が車両運転中又は危険な場所等で本サービスを利用したことにより事故、事件等が発生し、契約者又は第三者に損害等が生じた場合にも、一切の責任を負いません。

9. 本規約が消費者契約法第2条第3項の消費者契約に該当し、かつ、Hondaが債務不履行又は不法行為に基づき損害賠償責任を負う場合については、本規約のうち、Hondaの損害賠償責任を完全に免責する規定は適用されないものとします。この場合において、Hondaは、Hondaに故意又は重過失がある場合を除いて、当該契約者が直接かつ現実に被った損害を上限として損害賠償責任を負うものとし、特別な事情から生じた損害等(損害発生につき予見し、又は予見し得た場合を含みます。)については、一切の責任を負いません。

第18条(本サービスの一時停止・廃止)

1. Hondaは、以下のいずれかの事由に該当する場合、契約者に事前に通知することなく本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止することがあります。
 - (1) 本サービスの提供に必要なシステムの保守点検又は更新の場合
 - (2) 火災、停電、天災などの不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
 - (3) インターネット通信サービスが停止された場合
 - (4) 車載通信機等又は情報通信機器の使用環境その他の事情により通信障害が生じた場合
 - (5) その他、不測の事態によりHondaが本サービスの提供が困難と判断した場合
2. Hondaは、事前にHTCホームページ(URL: <https://www.honda.co.jp/hondatotalcare/>)で公開することにより、本サービスの全部又は一部を廃止することができます。
3. Hondaは、前二項により契約者又は第三者が被った不利益又は損害等について、当該損害の発生についてHondaが故意又は重過失である場合を除き、一切責任を負いません。

第19条(本サービスの提供エリア及び提供言語)

本サービスの提供は、日本国内のエリアとし、日本語のみの対応とします。

第20条(本サービスの利用に係る料金)

1. 契約者は、HTC プレミアム利用契約に基づき、会員サイトに規定される本サービスの利用に係る料金(以下、「本件料金」といいます。)を第21条で定める支払方法により支払うものとし、契約者は、本サービスの利用に関し賦課される消費税その他の税を負担するものとします。
2. Hondaは、HTC プレミアム利用契約の解約その他理由を問わず、すでにお支払いいただいた本サービスの料金の返還・精算は一切行わないものとします。
3. 本件料金は、契約者が本サービスの申込を行った時に発生し、以降は毎月の月初(必ずしも1日とは限りません。)に発生するものとします。なお、次月の支払いが発生するまで前月の代金で利用が可能です。
4. Hondaは、いかなる場合であっても本件料金の日割りは行わないものとします。
5. 本件料金の支払いが滞った場合、自動で本サービスは解約されます。

第21条(本件料金の支払い)

1. 契約者は、本件料金を、Honda が承認したクレジットカード会社の指定する契約者本人名義のクレジットカードにより、当該クレジットカード会社が定める条件に基づき支払うものとします。
2. 契約者は、当該クレジットカードの会員番号、名義、又は有効期限が更新又は変更された場合、又は当該クレジットカード資格を失った場合には、決済業務遂行の目的で株式会社ホンダファイナンスが当該クレジットカード会社からその連絡を受けることがあることをあらかじめ承知します。なお、契約者は、当該クレジットカードの名義又は有効期限の更新又は変更がなされた場合でも、継続して本件料金を当該更新又は変更後のクレジットカードにより支払うことをあらかじめ同意するものとします。

第22条(禁止事項)

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) HTC会員規約、本規約、本サービス規約に違反する行為
- (2) 他の契約者、第三者又はHondaの著作権等の知的財産権、プライバシー、財産権その他の権利若しくは利益を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他の契約者、第三者又はHondaに迷惑、不利益若しくは損害を与える行為、又はそれらのおそれのある行為(虚偽の通報等を含みます。)
- (4) 他の契約者、第三者又はHondaを誹謗中傷する行為又は名誉若しくは信用を毀損する行為
- (5) 公序良俗に反する行為、法令・条例に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為
- (6) 本サービスを利用した営業行為、営利目的行為又はその準備を目的とした行為
- (7) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、本サービスを通じて又は本サービスに関連して、利用又は提供する行為
- (8) 本サービスを提供するためのコンピュータに不正にアクセスする行為
- (9) 本サービスの一部の利用権を、Hondaが定めた以外の方法で再許諾、譲渡又は処分する行為
- (10) 本サービスの利用権をもって、現金その他の財物、財産上の利益との交換取引をすること、若しくは交換取引をすること、又はその宣伝・告知・勧誘をする行為
- (11) 本サービスの運営を妨げ、又は本サービスの提供に支障をきたすおそれのある行為
- (12) 本サービスの逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、その他の本サービスのソースコード、構造、アイデア等を解析する行為
- (13) Hondaが提供する手段以外での本サービスの利用及び本サービス内でのデータの改ざん又はデータを不正に作成すること

- (14) 本サービスを複製、送信、譲渡、貸与、翻訳、翻案、改変、又は他のソフトウェアと結合等する行為
- (15) 本サービスに組み込まれているセキュリティデバイス又はセキュリティコードを破壊する行為
- (16) 本サービスの誤動作を誘引する行為
- (17) 車載通信機の改造、技術的特性、偶発的事情その他の特別な事情を利用して、位置情報登録の際に現在地と異なる場所が表示される地点において、不相当に現在地と異なる場所を表示する操作を繰り返す行為
- (18) 貸与、譲渡、売買、質入等の方法により本サービスを第三者に不正に利用させる行為
- (19) 自分以外の人物を名乗り、代表権や代理権がないにもかかわらずあるものと装い、又は他の人物や組織と提携、協力関係にあると偽って本サービスを利用する行為
- (20) 同意の有無を問わず、他者のアカウントを利用する行為
- (21) 自動操作ツールの利用及びHondaが認めないプログラム、マクロその他のツールを利用し本サービスを利用すること
- (22) 本サービス及びHonda発行物に記載された注意事項に違反する行為
- (23) 車両運転中や危険な場所等本サービスを操作することが不適切な場所において本サービスの利用のため車載通信機、通信機を操作し、又は、その画面を注視する行為
- (24) 政治的、宗教的行為又はこれに関連する行為
- (25) 異性・同性を問わず、わいせつな行為、出会い等を目的として利用する行為
- (26) Honda及びHondaの関係会社の従業員又はその他関係者になりすます行為
- (27) Hondaからのメール、私信を転載する行為
- (28) その他Hondaが不適切と判断する行為

第23条(処分)

1. 契約者が本規約、本サービス規約若しくは法令等に違反した場合又はその違反のおそれがある場合、Hondaは、自己の判断と裁量により、契約者に対し、本サービスの利用の停止その他の必要な一切の措置をとることができ、それによって生じたいかなる損害等についても一切責任を負いません。
2. 契約者は、Hondaが本規約に基づいて行った本規約又は法令等に違反する行為等への対処について、一切の異議を申し立てることはできないものとします。
3. 契約者は、本規約又は法令等に違反してHondaに損害を与えた場合は、Hondaに対し、その損害を賠償する責任を負います。
4. Hondaは、Honda Total Careの強制退会処分を受けた契約者について、本サービスを含むHondaのサービスを提供しないこと(サービス提供の拒絶、既に登録している他のサービスの強制退会処分を含みます。)ができるものとし、また、当該処分に必要となる範囲で会員情報等を保有及び保存する場合があります。

第24条(解除事由)

1. Honda 及び他社サービス提供事業者は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に通知又は催告することなく、契約者の本サービスの全部又は一部の利用資格を取消し、HTC プレミアム利用契約を解除できるものとします。この場合、Honda は既にお支払いいただいた本件料金の払戻しは一切行いません。
 - (1) HTC 会員規約、本規約、本サービス規約に違反した場合
 - (2) HTC 会員番号、HTC-ID 等を不正に使用した場合
 - (3) 利用登録車両を保有しなくなった場合
 - (4) 本サービスを3年間以上利用していない場合
 - (5) 本サービス料金の支払いを遅延し、又は支払いを拒否した場合
 - (6) 契約者の指定したクレジットカードの利用が停止されたとき(一時的に利用が停止された場合を含みます)。
 - (7) 本サービスの運営を妨害する行為、その他本サービスに支障を来すおそれのある行為を行った場合
 - (8) 本サービスを使用した営業活動並びに営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用を行った場合
 - (9) 公序良俗に反する行為及びその他国内外の法令に反する行為を行った場合
 - (10) その他 Honda が不相当と判断する行為を行った場合
2. 前項に基づき HTC プレミアム利用契約が解除された場合において、契約者が Honda に対して債務を有するときは、契約者は、期限の利益を喪失し、直ちにその全額を Honda に支払うものとします。

第25条(権利義務の譲渡禁止)

契約者は、本規約に基づく権利、義務及び契約者としての地位の全部又は一部を第三者に移転したり、第三者のために担保に供したりしてはなりません。

第26条(譲渡時等の取扱い)

1. 契約者は、利用登録車両を第三者へ譲渡し、あるいはいかなる理由にも関わらず、毀損・滅失等により利用登録車両を保有しなくなった場合は、HTC プレミアム利用契約の解約を会員サイトに定めるフローに従い行い、Honda 販売会社に届け出るものとします。契約者がこれを怠ったことにより契約者に損害が発生しても Honda は一切責任を負わないものとします。
2. 契約者は、車載通信機を搭載した利用登録車両を第三者へ譲渡又は貸与するなどして自己の直接占有から離脱させる場合には、自己の責任と負担において、車載通信機に入力された個人情報等のすべてを Honda 所定の手続きにより消去するものとします。万一、契約者が

所定の手続きを経ずに、又は所定の手続きを正しく行わずに、車載通信機に入力された個人情報等が第三者に閲覧され、又は漏洩しても、Hondaは一切の責任を負わないものとします。

3. 契約者は、利用登録車両を第三者へ譲渡し、又は利用登録車両を保有しなくなった場合には、当該車両の新たな契約者の同意がない限り、情報通信機器その他如何なる手段によっても、当該車両の車載通信機にアクセスしたり、当該車両の車載通信機、情報通信機器を通じて蓄積されるデータにアクセスしたりしてはならないものとします。また、利用登録車両を第三者から譲り受けて契約者となる者は、かかる譲渡人との間の紛争について、Hondaが何ら責任を負わないことに同意します。

第27条(損害賠償)

1. Hondaは、本サービスの利用又はそのサービス提供の有用性及び正確性についていかなる保証もせず、その内容、遅延又は中断などにより発生した契約者(契約者が法人である場合において、法人利用者を含みます。)の損害に対しては、当該損害の発生についてHondaが故意又は重過失である場合を除き、一切の責任を負いません。
2. Hondaは、本サービスの利用に際し、契約者の責めに帰すべき事由により契約者が被った損害について一切の責任を負いません。
3. Hondaは、契約者が本規約に違反した場合、又は、第23条の規定に従って当該HTCプレミアム利用契約を取り消した場合、契約者に対して損害の賠償を請求することができます。なお、当該取消しによって契約者に損害が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。

第28条(HTCプレミアム利用契約の解約)

1. 契約者は、HTCプレミアム利用契約を解約する場合、本サービスの全てが利用できなくなることに同意します。
2. 契約者は、HTCプレミアム利用契約の解約を希望する場合、会員サイトにて定める解約フローに従いHondaに届出るものとします。解約の効力は、Hondaに解約の届出が到達した時点で生じるものとします。この場合、Hondaは、既にお支払いいただいた本件料金の払戻しは一切行いません。ただし、契約者は、解約の効力が生じた当月の末日まで本サービスの利用ができるものとします。
3. 前項に従い解約の届出をした契約者は、Hondaに対する債務があるときは、その全額を直ちに支払うものとします。

第29条(業務委託)

1. Hondaは、第三者(以下、「委託先」といいます。)に対して、本サービスの提供に必要な業務の全部又は一部を委託することがあります。Hondaは、委託先に業務の全部又は一部を委託した場合においても、委託先を適切に指導・監督し、本サービスの提供上、Hondaが負う責任を免れないものとします。

2. 委託先が、Honda から受託した本サービスの提供に必要な業務の全部又は一部を第三者（以下、「再委託先」といいます。）に委託することがあり、この場合も前項と同様とします。

第30条(契約書等の通知)

1. Honda は契約者に対し、契約者が本サービスの申し込みをした際の各種契約書控え、解約控え等（以下、あわせて「契約書等」といいます。）を HTC 会員 ID 宛に送付するものとし、契約者はこれに同意します。
2. 契約者は、契約者の HTC 会員 ID が変更される際は必ず会員サイトから変更手続きします。
3. 契約書等が不着であったり遅延したりといったことによって生じる損害については、当該損害の発生について Honda が故意又は重過失である場合を除き、Honda は一切の責任を負わないものとしします。

第31条(規約の有効性)

1. 本規約、本サービス規約の一部の規定が、法令に基づいて無効と判断されても、当該規定以外の規定は有効に存続するものとしします。
2. 本規約、本サービス規約の一部の規定が、ある契約者との関係で無効となり、又は取り消された場合であっても、その他の契約者との関係では有効とします。

第32条(専属的合意管轄)

本規約に関する訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

(付則)本規約は2020年2月13日から発効します。

2020年10月30日一部改定

緊急サポートセンター利用規約

本田技研工業株式会社

本田技研工業株式会社(以下、「Honda」といいます。)は、Honda Total Care プレミアム利用規約(以下、「HTC プレミアム利用規約」といいます。)と、本緊急サポートセンター利用規約(以下、「本規約」といいます。)に基づき、契約者に対して「緊急サポートセンターサービス」を提供します。

第1条(定義)

本規約において利用する用語の定義は次の各号に定めるとおとしします。なお本規約に記載のない定義については、HTC 会員規約並びに HTC プレミアム利用規約に従うものとします。

- (1) 本サービス: 契約者が利用登録車両の位置情報を活用して緊急事態又は車両トラブル発生時に関係機関に当該状況等を通報することを支援するために、Honda が Honda Total Care 緊急サポートセンターとして契約者に提供するサービス
- (2) 盗難発生警報装置: 利用登録車両に搭載される機器であり、利用登録車両に盗難が発生した場合、または盗難発生の蓋然性を有する事象が発生した場合、音または音および灯光等により、利用登録車両の車外へ警報を発すると共に、車載通信機等に対して、盗難発生または盗難発生の虞があることに関する警報信号を送る装置
- (3) 通報: 緊急事態発生時及び車両トラブル発生時に車載通信機から発せられる車両の位置情報等のデータ及び音声を含む通信を用いて行う、関係機関に対する、緊急事態や車両トラブルの発生及び当該状況に係る連絡
- (4) 関係機関: 警察、消防、医療機関、その他の緊急事態の対応にあたって連絡を行うことが相当と判断される機関
- (5) 緊急事態: 以下に該当する場合
 - 1) 交通事故、急病その他の事由により利用登録車両の乗員等を医療機関その他の場所へ緊に搬送する必要が発生した場合
 - 2) 利用登録車両の乗員等の生命・身体が重大な危険に晒されるような切迫した事態が発生した場合
 - 3) 交通事故等による物の損壊があった場合、又は火災が発生した場合
- (6) 車両トラブル: 利用登録車両の不具合や操作方法に関するトラブル
- (7) 自動発信: エアバッグの展開等と連動して、通報が車載通信機から通信機を用いて自動的になされる発信
- (8) 手動発信: ボタンの押下等の手動の操作により、通報が車載通信機から通信機を用いてなされる発信
- (9) 会員情報: HTC 会員規約第12条に定める会員情報

- (10) 手配ロードサービス車両: Honda Total Care 緊急サポートセンターが手配したロードサービスを行う車両
- (11) Honda Total Care緊急サポートセンター: 本サービスをご利用する際に、窓口となるHonda 運営のコールセンター
- (12) システム開始操作: 本サービスの利用を可能な状態とするため、契約者が車載通信機において行う所定の操作

第2条(本規約の適用)

1. 契約者は、本規約が Honda と契約者との契約内容となることについて、同意します。
2. 本規約は、Hondaと契約者における、本サービスの利用に際しての一切に適用されます。
3. 本規約は、本サービスの利用条件を定めるものです。契約者は、本サービスの利用にあたっては、本規約の内容を理解した上で、本規約の全ての規定に同意し、本規約に従い本サービスを利用するものとします。
4. 本規約は、HTC プレミアム利用規約の一部を構成するものとし、HTC プレミアム利用規約で定める内容と本規約の内容が異なる場合は、本規約の定めが優先するものとします。

第3条(本規約の変更)

4. Honda は以下の場合に、Honda の裁量により、本規約を変更することができます。
 - (3) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
 - (4) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
5. Honda は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1か月前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を契約者用ウェブサイト(URL:<http://www.honda.co.jp/hondatotalcare/>)に掲示します。
6. 変更後の本規約の効力発生日以降に契約者が本サービスを利用したときは、契約者は、本規約の変更に同意したものとみなします。本サービスをご利用の際には、随時、最新の本規約をご参照ください。

第4条(本サービスの内容)

1. 本サービスは、以下に定めるとおりです。本サービスは、利用電話サービス及び位置情報利用サービスが実際に利用可能なエリアでのみ提供され、Wi-Fi接続のみでは本サービスを利用することはできません。車種・車載通信機等により利用できるサービスが異なります。詳しくは、契約者用サイト(URL:<http://www.honda.co.jp/hondatotalcare/>)をご確認ください。なお、メールを利用するサービスについては、HondaがHonda所定の方法を用いて、Honda所定の回数メールを送信した結果、不達の場合にはメールの送信を停止致します。これにより、契約者が本サービスを受けることができない等の不利益を受けたとしても、Hondaは一切の責任

も負いません。

- (1) 緊急通報ボタンサービス: 契約者が利用登録車両に乗車中に緊急事態が発生した場合、利用登録車両に付属の緊急通報ボタン(以下、「緊急通報ボタン」といいます。)を押すことで、車載通信機からの情報を、Honda が、契約者の要請に基づき関係機関に接続するという、緊急通報を支援するサービス

緊急通報ボタン押下後60分は、本サービスを含む個別サービス及び他社サービスの全部又は一部が利用できないことがあります。詳しくは、契約者用サイト(URL: <http://www.honda.co.jp/hondatotalcare/>)をご確認ください。

- (2) トラブルサポートボタンサービス: 契約者が利用登録車両に乗車中に車両トラブルが発生した場合、利用登録車両に付属のトラブルサポートボタン(以下、「トラブルサポートボタン」といいます。)を押すことで、車載通信機からの情報を、Honda が、契約者の要請に基づき関係機関に接続し、緊急通報を支援するもので、以下に定めるサービスを指します。

- ① トラブルサポート伝言サービス: 契約者が Honda Total Care 緊急サポートセンターに連絡し、かつ搬送の手配をした場合に限り、契約者の要請に基づいて、あらかじめ契約者によって登録された第三者に対して、電話やメールで通知を行うサービス

なお、トラブルサポート伝言サービスは、第三者への伝達を確約するものではありません。Honda は、契約者が間違った連絡先を登録されていた場合、連絡不達及び連絡したことによるトラブル等の責任を負いません。

トラブルサポート伝言サービスのメール通知は、予め伝言先として登録した第三者の本人確認が必要となります。契約者は、Honda 所定の方法にて第三者の本人確認を行います。

Honda 所定の方法によるトラブルサポート伝言先として登録している第三者に対する連絡が奏功しない場合は、弊社が第三者に対して連絡を試みた時点をもって Honda の契約上の義務は終了するものとします。

Honda は、トラブルサポート伝言先として登録されている以外の連絡先には通知しません。トラブルサポート伝言サービスにおいて、メール通知の場合は、第三者から緊急サポートセンターへの入電があつて初めて詳細内容をお知らせすることができ、トラブルサポート伝言サービスにおいて、利用者がお伝えしたい内容によっては、お断りする場合がございます。

- ② ロードサービスカー手配サービス: 路上等における故障車等の救援業務に当たる車両を手配するサービス。ロードサービスに関わる料金(レッカー牽引費、バッテリー上がり対応費、及びパンク修理費などを含みますが、これらに限られません。)は別途お客様負担となる場合があります。手配ロードサービス車両が現場に到着した時点でロードサービスカー手配サービスの提供は終了します。
- ③ ロードサービスカー到着時間通知サービス: 契約者が Honda Total Care 緊急サポートセンターに要請し Honda Total Care 緊急サポートセンターがロードサービス車両を

手配した場合、Honda は、契約者があらかじめ Honda の所定の方法で設定・登録した連絡方法および連絡先に基づき、契約者に対して、ロードサービスカー車両の手配が完了した旨を通知し、契約者はロードサービス車両の位置情報及び到着予定時刻を契約者用アプリで確認する事ができるサービス

なお、手配ロードサービス車両によっては位置情報を提供できない場合があり、到着予定時刻は、目安の到着予定時刻であり到着時刻を保障するものではありません。

- ④ カーガイドサービス:契約者が Honda Total Care 緊急サポートセンターに通報し、Honda Total Care 緊急サポートセンターのオペレーター(以下「オペレーター」といいます。)から車に関するアドバイスを受ける事が出来るサービス
- オペレーターは必要に応じて有料道路上の施設を案内する場合がありますが、この場合の料金負担は契約者となります。有料道路経由の施設を案内した場合も、同様となります。

2. 前項の規定にかかわらず、利用登録車両から Honda が取得したエアバッグの展開、その他の情報等から緊急事態が発生している可能性があるると判断される場合、Honda は、契約者の要請によらずに関係機関に通報を接続する場合があります。
3. Honda は、前項の規定にかかわらず、本サービスを提供するにあたり、利用登録車両に搭載されている車載通信機を遠隔操作する場合があります。なお、車載通信機遠隔操作後のトラブル(渋滞、工事中などを指すがこれに限られません。)や案内施設の稼働状況の保障はしません。
4. 本サービスは、車載通信機からの通報が関係機関に接続されるまで一定の時間を要することがあります。
5. 本サービスによる関係機関への通報の接続及びそれに基づく関係機関による救急救助等の措置が、関係機関において優先的に取り扱われるものではありません。
6. 本サービスの利用によって関係機関に通報がなされた後、当該関係機関から Honda に対して通話の再接続の要請等が行われた場合、Honda は契約者へ当該関係機関からの通話を接続する場合があります。
7. 本サービスの利用による緊急通報の結果(関係機関に対する通報完了の有無、関係機関による救急救助等の措置についての報告を含みます。)について、Honda から契約者に対する報告は行われません。
8. 本サービスは、本サービスの利用によって関係機関への適時かつ確実な通報を保証するものでも、契約者が負う法的義務を免除するものでもなく、契約者又は第三者の生命、身体、財産等の安全を保証するものでもないため、本サービスを利用して通報を行った場合であっても、必ず契約者自身の責任において、別途、関係機関への通報を行うなど、状況に応じた適切な措置を講ずる必要があります。

第5条(免責)

1. 契約者は、以下の場合等には、本サービスの全部または一部を利用できず、それにより契約者または第三者が被った損害・損失等に対して、当該損害の発生についてHondaが故意又は重過失である場合を除き、Hondaがいかなる責任も負わないものであることを承諾します。
 - (1) 関係機関または Honda への通報が一時に集中した場合
 - (2) 走行中や窓を開けている時など、周りの環境によってオペレーターに契約者の音声が聞こえ辛いときがあり、対応が困難になる場合
 - (3) HTC プレミアム利用規約第6条の規定に基づき本サービスの提供が変更、停止、中止又は廃止している場合
2. 契約者は、車載通信機からの情報が関係機関に接続された後の救急車等の出動は、当該関係機関の判断によるものであり、Hondaが契約者の生命身体の安全を保証するものではないことを承諾します。
3. 契約者は、関係機関に接続した後の事象(救急車等の要請・出動、車内での医療行為等)について、Hondaは一切の責任を負わないことを承諾します。

第6条(利用料金)

本サービスの利用料は、HTCプレミアムの利用料金に含まれます。但し、本サービスを利用する際に通信料および通話料が発生する場合、当該通信料および通話料は契約者の負担とします。

第7条(本サービスの利用)

1. 契約者は、本サービスの利用を開始するにあたり、速やかに車載通信機において、本サービスのシステム開始操作を行い、本サービスの利用が可能な状態になったことを確認することとします。
2. 契約者は、情報通信機器にスマートフォンを用いる場合には、本サービス専用のアプリケーションが利用できます。本サービス専用のアプリケーションを利用する際は、最新版のアプリケーション利用を当該スマートフォンにインストールし、かつ、当該アプリケーションが利用可能な状態であることを確認するものとします。
3. 契約者は、前二項に定める確認が完了するまでは、本サービスを利用できない場合があることを了承するものとします。
4. 契約者は、本サービスを利用するために必要な車載通信機やスマートフォン等の情報通信機器・インターネット環境その他のあらゆる機器、ソフトウェア、通信手段を自己の責任と費用において、適切に整備するものとします。なお、Honda は、本サービスが全ての通信機及び利用電話サービスに対応することを保証するものではありません。
5. 契約者は、前項の車載通信機及び情報通信機器が正常に作動し、本サービスの利用が可能である状態(利用電話サービスが利用できる状態を含みます。)を保持するものとします。

6. 契約者は、システム開始操作及び本サービスを利用するためには、別途、通話料及びパケット通信料等の通信費用が発生することがあることを了承して当該通信費用を自ら負担するとともに、自己の責任と費用により各携帯電話キャリアが定める定額サービスに申し込む等合理的な措置を講じるものとします。
7. 契約者は車載通信機及び利用電話サービス等の利用環境に応じて、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を講じるものとします。
8. Honda は、前項の契約者の利用環境及びこれに係る障害・トラブル等について一切関与せず、また一切の責任を負いません。
9. 契約者は、Honda Total Care 会員でなくなった場合は、速やかに本サービスに登録済みの情報を抹消するための措置を取るものとします。

第8条(個人情報について)

1. Honda は、契約者への本サービスの提供の目的で、契約者に対し、会員情報及び Honda Total Care 緊急サポートセンターに入電した方の氏名などの情報を伺うことがあります。
2. 契約者は、Honda が前項に基づき Honda が取得した情報のうち、以下の情報を契約者への本サービスの提供の目的で、関係機関へ伝達することがあることに同意し、協力するものとします。
 - (1) 緊急事態に関する情報: 緊急事態の内容等
 - (2) 契約者の属性に関する情報: 契約者の氏名・名称、住所、電話番号等
 - (3) 利用車両情報: 通報発信時の位置、走行履歴、自動車登録番号、年式、型式、車種名、車体色等
 - (4) 発信種類: 自動発信、手動発信の別
 - (5) その他: 通報発信時刻、通信機に付与された電話番号等
3. Honda は、第1項に定める情報を、契約者への本サービスの提供の目的で、My ディーラー及び入庫予定される場合は入庫予定販売会社に提供します。
4. Honda は、第1項に定める情報を、契約者への本サービスの提供の目的で、Honda が本サービスの提供を依頼している株式会社日本緊急通報サービスに対し、会員情報を提供します。
5. Honda は、第1項で規定する情報を含め、契約者からの通報に関して取得したデータや音声等について、契約者への本サービスの提供の目的で記録、録音等を行うことがあります。
6. Honda は、本条で規定する情報を、本サービスの提供以外の目的に利用しないものとします。

(付則)本規約は2020年2月13日から発効します。

Honda リモート操作 利用規約

本田技研工業株式会社

本田技研工業株式会社(以下、「Honda」といいます。)は、Honda Total Care プレミアム利用規約(以下、「HTCプレミアム利用規約」といいます。)と、本Hondaリモート操作規約(以下、「本規約」といいます。)に基づき、契約者に対して「Honda リモート操作」サービスを提供します。

第1条(定義)

本規約において利用する用語の定義は次の各号に定めるとおりとします。なお本規約に記載のない定義については、HTC 会員規約並びに HTC プレミアム利用規約に従うものとします。

- (1) 本サービス:リモート操作アプリを利用することにより、スマートフォン等の情報通信機器(以下、「スマートフォン」といいます。)で離れた場所からのエアコン始動やドアロック操作、ドアロック忘れ等を知らせる通知、利用登録車両の駐車位置を確認できるサービスを指し、詳細は本規約第4条第1項に定めるとおりとします。
- (2) リモート操作アプリ:本サービスを行うにあたり、Honda が提供する、Google Play、App Store 等でダウンロード可能な無料アプリ
- (3) ペアリング:契約者のスマートフォン上のリモート操作アプリと利用登録車両を紐づける作業を指し、詳細は別途車両の「使い方ガイド」(<https://www.honda.co.jp/hondatotalcare/premium/howto/>)に記載のとおりです。
- (4) システム開始操作:本サービスの利用を可能な状態にするため、契約者が自らのスマートフォンへリモート操作アプリをダウンロードした上で行う、HTC 会員 ID とパスワードによる認証(以下、「ログイン」といいます。)及びペアリング、並びに契約者が車載通信機において行う所定の操作
- (5) 登録スマートフォン: システム開始操作を完了した、契約者所有のスマートフォン
- (6) Honda スマートキー:利用登録車両用の、鍵穴にキーを指すことなく、車両のパワーシステムの起動、停止のほか、すべてのドア、テールゲートの施錠・解錠ができる電子キー

第2条(本規約の適用)

1. 契約者は、本規約が Honda と契約者との契約内容となることについて、同意します。
2. 本規約は、Hondaと契約者における、本サービスの利用に際しての一切に適用されます。
3. 本規約は、本サービスの利用条件を定めるものです。契約者は、本サービスの利用にあたっては、本規約の内容を理解した上で、本規約の全ての規定に同意し、本規約に従い本サービスを利用するものとします。
4. 本規約は、HTCプレミアム利用規約の一部を構成するものとし、HTCプレミアム利用規約で定

める内容と本規約の内容が異なる場合は、本規約の定めが優先するものとします。

第3条(本規約の変更)

7. Honda は以下の場合に、Honda の裁量により、本規約を変更することができます。
 - (5) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
 - (6) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
8. Honda は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1か月前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を HTC ホームページ(URL:<https://www.honda.co.jp/hondatotalcare/>)に掲示します。
9. 変更後の本規約の効力発生日以降に契約者が本サービスを利用したときは、契約者は、本規約の変更に同意したものとみなします。本サービス利用の際には、随時、最新の本規約をご確認ください。

第4条(本サービスの内容)

1. 本サービスの内容は以下の各号に定めるとおりです。ただし、ご利用のスマートフォン及び車種・車載通信機等により利用できるサービスが異なります。

詳しくは、HTC ホームページ(URL:<https://www.honda.co.jp/hondatotalcare/>)をご確認ください。なお、メールを利用するサービスについては、Honda が Honda 所定の方法を用いて、Honda 所定の回数メールを送信した結果、不達の場合にはメールの送信を停止致します。これにより、契約者が本サービスを受けることができない等の不利益を受けたとしても、Honda は一切の責任を負いません。

 - (1) 車両状態確認
利用登録車両のロックやエアコン等の状態確認ができるサービス
 - (2) リモート操作(エンジン/エアコン)
利用登録車両の乗車前にリモート操作アプリを使用し、遠隔で利用登録車両のエアコンの On/Off 及び温度調整ができるサービス
リモート操作は、利用登録車両の車種によっては、手動によるエンジン停止から手動によるエンジン始動までの間に最大2回までしか利用できません。(延長操作は1回に計測します。)
 - (3) 遠隔操作(し忘れ防止通知)
利用登録車両降車後、リモート操作アプリが Bluetooth の圏外に出たときもしくは、一定期間経過後(30秒～2分30秒程度)に、所定条件(ドアロックのし忘れや、ライトの消し忘れ等)が発生した場合、リモート操作アプリ上で利用登録車両の状態を通知するサービス、及びリモート操作アプリ上でドアのロックをかけられるサービス
 - (4) カーファインダー
利用登録車両の現在位置情報を、リモート操作アプリで確認することができ、リモート操作アプ

りを操作することによって発生するハザードとブザーの鳴動で利用登録車両を見つけやすくするサービス

(5) Honda デジタルキー(施錠/解錠)

登録スマートフォンで離れた場所から利用登録車両(Honda デジタルキー対応車種に限るものとし、次号においても同様とします。)のドアロック等を操作できるサービス

(6) Honda デジタルキー(エンジン始動)

登録スマートフォンによる Bluetooth 通信又は登録スマートフォンを利用登録車両の NFC リーダーにかざすことにより、利用登録車両を運転可能な状態にすることができるサービス(なお、NFC 機能については一部の車種のみご利用頂けます)

2. 本サービスは、利用登録車両のエンジン停止から7日以上経つと、車載通信機がスリープしてしまうため、提供ができなくなりますが、再び利用登録車両のエンジンを手動で始動することで再び本サービスを利用できます。
3. リモート操作アプリは、60日に一回以下の操作を行う必要があります。
 - (1) アプリ上で定期更新コード(数字4桁)を発行
 - (2) 車載通信機に送付された定期更新コードをリモート操作アプリ上で入力
4. 前項に定める操作を怠りリモート操作アプリが利用できなくなった際に、本サービスを利用する場合、再度リモート操作アプリ上で更新コードを入力しなければなりません。
5. ペアリングは1台のスマートフォンにつき1台の利用登録車両とのみ実施可能です。複数の端末で1台の利用登録車両を同時にペアリングすることはできません。

第5条(利用料金)

前条第1項(1)から(5)に定める本サービスの利用料は、HTC プレミアムの利用料金に含まれます。前条第1項(6)に定める本サービスの利用料は月額300円(税込)とし、ご利用にあたっては(1)から(5)に定めるサービスとは別にお申込みが必要です。但し、本サービスを利用する際に通信料及び通話料が発生する場合、当該通信料及び通話料は契約者の負担とします。

第6条(本サービスの利用)

1. 契約者は、本サービスの利用を開始するにあたり、車載通信機及び契約者のスマートフォンにおいて、本サービスのシステム開始操作を行い、本サービスの利用が可能になったことを確認することとします。
2. Honda は、本サービスの提供対象となるスマートフォンの OS バージョンを、Honda Total Care 会員サイト(URL: <https://www.honda.co.jp/hondatotalcare/>)に掲載します。契約者は自らのスマートフォンの OS が本サービスの提供対象であるか確認の上、リモート操作アプリ最新版をスマートフォンにインストールし、かつ、当該リモート操作アプリが利用可能な状態であることを確認するものとします。なお、契約者は、本サービスの利用契約の成立後に、自己のスマートフォンの OS が本サービスの提供対象外であったことを理由に、既に Honda に対し支払い済

みの利用料金の返金請求はできないことをあらかじめ承諾するものとします。

3. 契約者は、前二項に定める確認が完了するまでは、本サービスを利用できないことを了承するものとします。
4. 契約者は、本サービスを利用するために必要な車載通信機やスマートフォン・インターネット環境その他のあらゆる機器、ソフトウェア、通信手段を自己の責任と費用において、適切に整備するものとします。
5. 契約者は、前項の車載通信機及びスマートフォンが正常に作動し、本サービスの利用が可能である状態(利用電話サービスが利用できる状態を含みます。)を保持するものとします。
6. 契約者は、システム開始操作及び本サービスを利用するためには、別途、通話料及びパケット通信料等の通信費用が発生することがあることを了承して当該通信費用を自ら負担するとともに、自己の責任と費用により各携帯電話キャリアが定める定額サービスに申し込む等合理的な措置を講じるものとします。
7. 契約者は車載通信機及び利用電話サービス等の利用環境に応じて、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を講じるものとします。
8. Honda は、前項の契約者の利用環境及びこれに係る障害・トラブル等について一切関与せず、また一切の責任を負いません。
9. 契約者は、Honda Total Care 会員でなくなった場合は、速やかに本サービスに登録済みの情報を抹消するための措置を取るものとします。

第7条(注意事項)

1. 本サービスは、以下の場合において利用することができません。
 - (1) 登録スマートフォンの電源が入っていない場合
 - (2) 登録スマートフォンにおいてスクリーンロック設定が未設定、若しくは解除されている場合
 - (3) 利用登録車両がバッテリー切れである場合
 - (4) 利用登録車両及びその車載通信機が故障している場合
 - (5) 定期更新コードの有効期限が切れている場合
2. 第4条第1項(5)及び(6)に定めるサービスをご利用の際は、以下の点にご注意下さい。
 - (1) 山奥や郊外、海上、地下駐車場などインターネット通信圏外及びインターネット通信の不安定な場所に本サービス対応のスマートフォンのみを持った状態(Honda スマートキーを持たない状態)で行かないでください。本サービスを利用することができない場合があります。インターネット通信圏外又はインターネット通信の不安定な場所へ行く可能性のある場合は、本サービスの利用中であっても、Honda スマートキーを携帯してください。
 - (2) 一度ペアリングを行った登録スマートフォンであっても、リモート操作アプリからログアウトした場合、及び、別のスマートフォン端末上のリモート操作アプリに契約者がログインした場合は、ペアリング設定が解除され、もとの登録スマートフォンからは本サービスの利用ができなくなります。複数の端末へ同時にログインし本サービスを利用することはできません。

- (3) 本サービスを利用中に、登録スマートフォンの機種変更を行う際は、必ずお手許にスマートキー又は Honda スマートキーをご用意の上実施してください。新たなスマートフォンにおいて本サービスを利用する際に、事前に利用登録車両社内において定期更新コードを入力する必要があるため、ドアロックが解錠できなくなります。
- (4) ディーラーに車両を預ける場合は、必ずスマートキー又は Honda スマートキーを持参してください。
- (5) NFC リーダーと登録スマートフォンの中に障害物(金属ケースなど)を置くと、NFC リーダーが反応せず、本サービスが利用できない場合があります。
3. 契約者が第三者の所有するスマートフォン端末において第6条 1 項及び2項に定める操作を行い本サービスを利用した場合は、当該スマートフォン端末の利用が終了した際は速やかにリモート操作アプリからログアウトしてください。ログアウトを行わない場合、当該第三者により契約者の利用登録車両が操作可能になるおそれがあります。
4. 契約者は、登録スマートフォンを紛失した場合又は盗難された場合においては、速やかに Honda Total Care 会員サイト(URL:<https://www.honda.co.jp/hondatotalcare/>)へアクセス又はコールセンターへ連絡の上、パスワードの変更や、本サービスの一時利用停止を行うものとします。
5. 契約者の行為が本条各項のいずれかに該当する場合、契約者は、Honda の故意または重大な過失により生じた場合を除き、本サービスを利用できないことによるいかなる損害賠償も当社に請求することはできません。

第8条(禁止事項)

1. 契約者は、HTC 会員 ID とパスワードを適切に管理するものとし、第三者に本サービスを利用させてはならないものとします。
2. 契約者は、1つの HTC 会員 ID につき 1 台のスマートフォンのリモート操作アプリにのみログインするものとし、複数の端末へ同時にログインしてはならないものとします。

(付則)本規約は2020年2月13日から発効します。

2020年10月30日一部改定